

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める 国会請願署名にご協力をお願いします！

— 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク統一行動 —

ます

署名締切り5月26日

送付先: 署名用紙記載の住所宛お願いし

女性差別撤廃条約選択議定書は、1999年に国連総会で採択され、女性差別撤廃条約締約国189カ国中108カ国が批准し、OECD加盟国30カ国中日本とアメリカを除く28カ国が批准しています。

■ この選択議定書を日本が批准すれば、国内で利用し得る救済措置が尽くされた場合に、日本管轄下の個人又は集団は、女性差別撤廃委員会に対し個人通報制度により、条約に基づく権利の侵害について訴える道が開かれます。そして委員会審査で、個別具体的訴えについて、撤廃の勧告が出される可能性が出てきます。

これにより、日本でも女性差別撤廃条約の実効性が確保されようになり、裁判所も、女性差別撤廃条約や委員会勧告を無視できなくなるのではないかと思います。

女性差別撤廃委員会は2003年2009年2016年の各日本審査において、日本に批准を奨励し、審査後の総括所見では、「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において司法を補助するものであると強く確信している」(2003年総括所見)と選択議定書の批准を要請してきました。

一方政府は、「司法権の独立を含め司法制度との関連で問題が生じる恐れもあり、導入の可否について慎重に検討を進めている」とのスタンスですが、ただ外務省は2011年3月の人権理事会で、2010年に人権条約履行室を立ち上げ、個人通報制度の受け入れの検討を進めていると述べています。

■ 政府に早急な批准を迫るため、「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」は交流会含め参加40団体の統一行動として、国会請願署名行動に取り組むことになりました。

この個人通報制度によって、最高裁で敗訴した出生届の差別記載廃止や戸籍続柄差別記載廃止の訴えを、委員会に訴えることが出来るようになり、差別撤廃にむけた新たな道が開かれます。そのため選択議定書批准に向けた国会請願署名の統一行動に、交流会としても取り組んでいきたいと思っております。ぜひ請願署名にご協力をお願いします！